

# 平成19年度南部町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	9,994	6,329,288	312,083	1,099,131	17.4	18.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

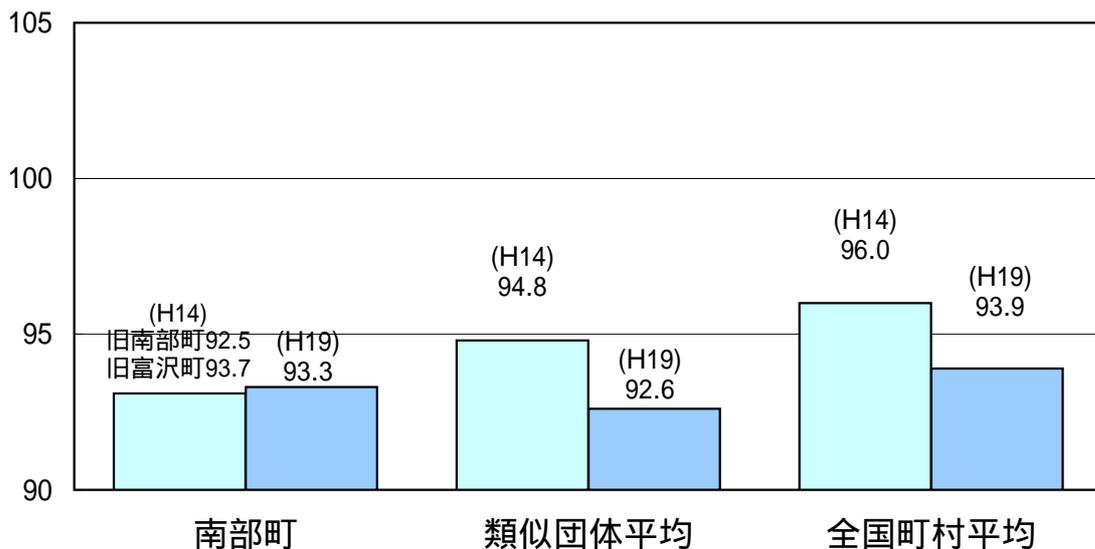
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	140	538,856	79,127	220,452	838,435	5,989	5,736

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

平成15年3月1日に旧南部町と旧富沢町と合併し、南部町となる。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### (5) 給与改定の状況

区分	山梨県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円		%	%
19年度	384,893	383,541	1,352 (0.35%)	1級1.1% 2級0.6% 3級0.0% 4级以上 改定なし	0.35	0.35

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、山梨県人事委員会勧告において市民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給

区 分	山梨県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
19年度	4.51	4.45	0.06	4.50	4.50	4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (19年4月1日現在)

#### 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南部町	45.0 歳	335,273 円	380,519 円	361,756 円
山梨県	43.2 歳	354,988 円	420,257 円	384,665 円
国	40.7 歳	325,724 円	- 円	383,541 円
類似団体	42.9 歳	322,702 円	375,602 円	349,221 円

#### 技能労務職

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	民 間		
						類似職種	平均年齢	平均給与月額
南部町	18人	51.8 歳	234,683 円	253,437 円	246,149 円	-	-	- 円
うち用務員	6人	55.1	217,266 円	222,116 円	222,266 円	用務員	53.9歳	227,200 円
うち学校給食員	5人	51.7	227,600 円	230,840 円	230,840 円	調理師	39.9歳	292,100 円
うち清掃職員	6人	50.4	264,883 円	311,633 円	280,600 円	廃棄物処理 業従業員	43.3歳	299,800 円
うちその他の職員	1人	-	- 円	- 円	195,400 円	-	-	- 円
山梨県		49.0 歳	343,573 円	384,037 円	361,019 円			
国		48.8 歳	287,094 円	- 円	320,514 円			
類似団体		49.0 歳	274,483 円	291,445 円	284,071 円			

#### 看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南部町	46.0 歳	351,000 円	374,110 円	353,050 円
山梨県	36.0 歳	308,381 円	371,167 円	322,476 円
国	37.3 歳	286,346 円	- 円	320,534 円
類似団体	41.5 歳	297,116 円	331,391 円	304,533 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、(国ベース)は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### (2) 職員の初任給の状況 (19年4月1日現在)

区 分		南 部 町	山 梨 県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	170,200 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	145,100 円	-
	中学卒	120,200 円	127,700 円	-
看護保健職	大学卒	196,000 円	196,000 円	-
	短大卒	186,700 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（19年4月1日現在）

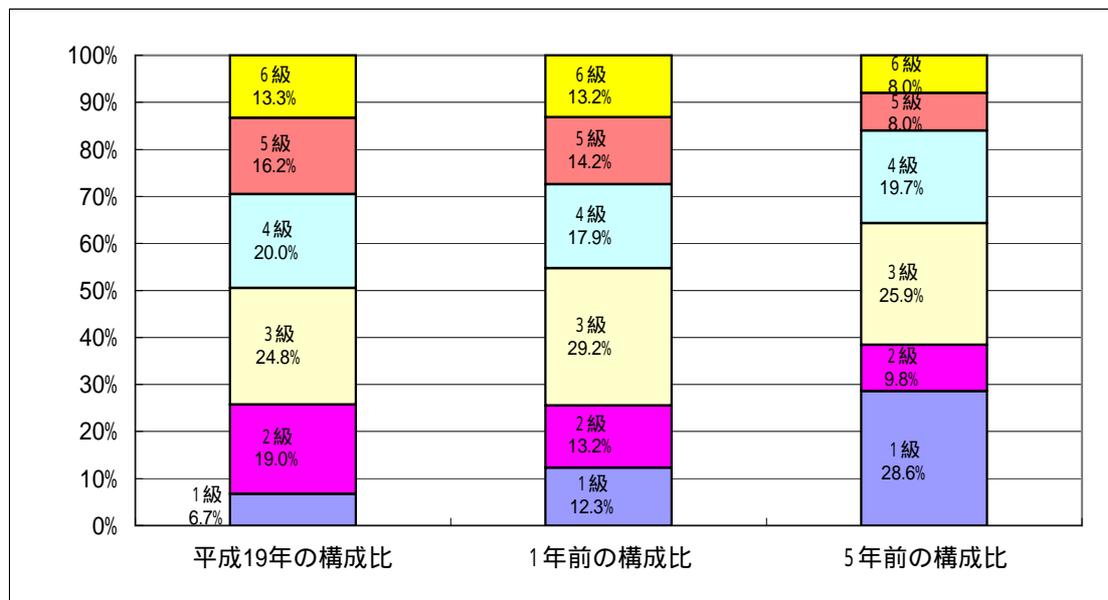
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,300 円	310,400 円	371,600 円
	高校卒	233,500 円	260,100 円	315,300 円
技能労務職	高校卒	- 円	213,900 円	218,100 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
看護保健職	大学卒	円	324,600 円	377,400 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	特に複雑困難な業務を掌する課長、室長、局長及び次長	14 人	13.3 %
5 級	複雑困難な業務を掌する課長、室長、局長及び次長並びに特に複雑困難な業務を掌する課長補佐、	17 人	16.2 %
4 級	主幹の職務	21 人	20.0 %
3 級	主査、係長及び副主査の職務	26 人	24.8 %
2 級	主任の職務	20 人	19.0 %
1 級	主事、技師及び主事補、技師補の職務	7 人	6.7 %

- (注) 1 南部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 平成18年4月 8 級制から 6 級制に変更している。



## (2) 昇給・勤勉手当への勤務成績の反映状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 毎年1月1日に定期昇給を実施している。勤務成績の反映については、能力・業績に基づく人事評価が未実施であるため、一律標準区分で昇給を行った。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況 平成18年6月・12月の勤勉手当において、人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律の支給(72.5/100)を行った。</p>
--

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

南 部 町	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,469 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 千円	-
(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当(19年4月1日現在)

南 部 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例3%~30%加算 (退職時特別昇給)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例2%~20%加算
1人当り平均支給額(定年退職) 17,947 千円 (自己都合) 6,266 千円	1人当り平均支給額(定年退職) - 千円 (自己都合) - 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当(19年4月1日現在)

南部町は地域手当支給対象外地域

支給実績(18年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %
-	- %	- 人	- %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %
-	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	2,837 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	283,700 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	7.1 %		
手当の種類(平成18年度手当数)	条例手当数 3(うち支給手当数2)		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
火葬手当	環境センター職員	火葬業務に従事した職員	1件当たり6,000円以内
不快手当	環境センター職員	著しく不快・不健康な勤務に従事した職員	1日当たり800円以内

平成19年4月より不快手当・危険手当を廃止した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	20,118 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	175 千円
支給実績(17年度決算)	21,036 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	170 千円

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 その他 6,000円(3人目以上は5,000円) (被扶養者のうち16~22歳の者は5,000円加算)	同じ		20,119 千円	248,300 円
住居手当	自己所有に係る住宅に居住 月4,000円 借家等居住月額12,000円を超える家賃支払者(27,000円上限)	異なる	月額 4,000円	4,528 千円	48,100 円
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の者 通勤距離に応じ月額2,000円~24,500円	同じ		4,339 千円	40,100 円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級1種 月額 41,600円 5級1種 月額 39,700円 5級2種 月額 31,800円	同じ		13,309 千円	492,900 円

5 特別職の報酬等の状況 (19年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	町 長	621,000 円	(参考)類似団体における最高/最低 798,000 円 / 410,000 円	
	副町長	562,000 円	624,000 円 / 410,400 円	
	教育長	552,000 円	- 円 / - 円	
報酬	議 長	220,000 円	355,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	176,000 円	316,000 円 / 154,500 円	
	議 員	158,000 円	301,000 円 / 135,500 円	
期末手当	市区町村長	(18年度支給割合)		
	副町長 教育長	4.45	月分	
退職手当	議 長	(18年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.1	月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(支給時期)
	副町長	給与月額 × 支給割合 (在職月数 × 42/100)		任期毎に支給
	教育長	給与月額 × 支給割合 (在職月数 × 20/100)		任期毎に支給

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

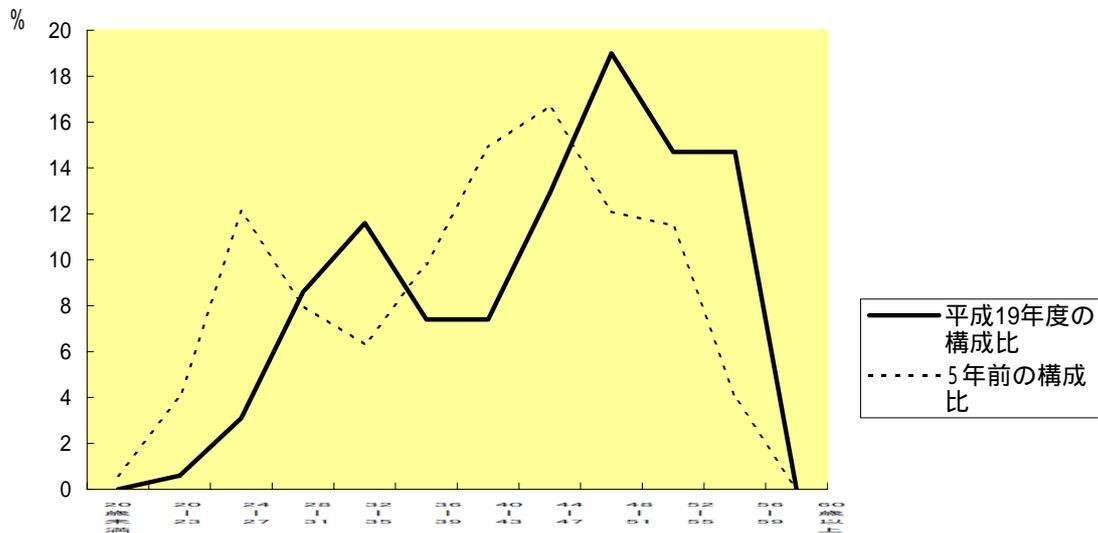
(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
一 般 行 政 部 門	議会・総務部門	28	27	-1	業務の統廃合縮小
	税務部門	8	8	0	
	福祉部門	46	44	-2	業務の統廃合縮小
	経済部門	17	18	1	業務増の為増員
	土木部門	9	9	0	
	小 計	108	106	-2	[参考:人口1万人当たり職員数 106.06人] 類似団体の人口1万人当たり職員数 99.98人
特 別 行 政 部 門	教育部門	34	33	-1	業務の統廃合縮小
	消防部門	0	0	0	
				0	
	小 計	34	33	-1	[参考:人口1万人当たり職員数 33.02人] 類似団体の人口1万人当たり職員数 25.13人
公 営 企 業 業 計 等 部 門	病院部門	12	12	0	
	水道部門	5	4	-1	業務の統廃合縮小
	その他	8	8	0	
	小 計	25	24	-1	[参考:人口1万人当たり職員数 24.01人] 類似団体の人口1万人当たり職員数 人
合 計		167	163	-4	[参考:人口1万人当たり職員数 163.10人] 類似団体の人口1万人当たり職員数 人
		[ 184 ]	[ 184 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	5人	14人	19人	12人	12人	21人	31人	24人	24人	人	163人

### (3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

#### 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	18人の減（10.47%）

#### 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

合併時に定めた南部町定員適正化計画は、平成22年4月1日付けの職員を161名として実施してきているところであるが、社会経済情勢等の変化により更に平成17年度から今後5年間の削減数を18名（職員数154名 削減率10.47%）とする

#### 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

分	区	17年	18年	19年	20年	21年	22年	19年～22年	（参考） 数値目標
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	
一般行政	減員		7	2	8	3	7	27	
	増員		0	0	4	2	3	9	
	差引		-7	-2	-4	-1	-4	-18	
	職員数	115	108	106	102	101	97	(100.0%)	

（注）1 計画期間は、18年～22年の5年間である。

2 （％）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

（参考）

（各年4月1日現在）

分	区	17年	18年	19年	20年	21年	22年	19年～22年	（参考） 数値目標
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	
特別行政	減員		2	1	1	1	2	7	
	増員		0	0	0	1	2	3	
	差引		-2	-1	-1	0	0	-4	
	職員数	36	34	33	32	32	32	(100.0%)	
公営企業 等会計	減員		0	1	0	0	0	1	
	増員		4	0	0	1	0	5	
	差引		4	-1	0	1	0	4	
	職員数	21	25	24	24	25	25	(100.0%)	
計	減員		9	4	9	4	9	35	
	増員		4	0	4	4	5	17	
	差引		-5	-4	-5	0	-4	-18	
	職員数	172	167	163	158	158	154	(100.0%)	

## 7 公営企業職員の状況

公営企業会計関係職員がないため、以下省略

# 南部町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 南部町の現状

南部町の技能労務職員は国の行政職俸給表（二）の給料表で統一されており、平成18年4月には国の給与構造見直しに伴い、給与水準を一律引き下げを実施しました。昇給・昇格については既に退職時特別昇給・枠外昇給を廃止し、諸手当は平成19年度より環境センター職員を対象としていた特殊勤務手当を廃止しました。

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員比較データ 平成19年4月1日現在

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	民間			比較
					類似職種	平均年齢	平均給与月額	
南部町	18人	51.8 歳	234,683 円	253,437 円	-	-	- 円	
うち用務員	6人	55.1	217,266 円	222,116 円	用務員	53.9歳	227,200 円	97.8%
うち学校給食員	5人	51.7	227,600 円	230,840 円	調理師	39.9歳	292,100 円	79.0%
うち清掃職員	6人	50.4	264,883 円	311,633 円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800 円	103.9%
うちその他の職員	1人	-	- 円	- 円	-	-	- 円	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。  
 4 技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等で完全に一致しているものでない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	3人	0人	5人	3人	7人	0人	18人

## 2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、国の行政職俸給表（二）の給料表の運用、適正な昇給昇格を実施しているため、国・県及び民間の同種の従事者と比較しても同水準と思われる。

今後も引き続き技能労務職員については、退職不補充とし、臨時職員等を活用する。また、給与等についても県人事委員会の勧告に留意しながら適正な給与制度の運用に努める。

## 3 具体的な取組内容

現在18人の技能労務職員は、5年後には半数の9名となり、退職不補充の観点から業務の見直し及び現場の状況を精査し、平成20年度から指定管理者制度の導入に向けて準備を進め、民間に委ねることができる業務については、積極的に民間活力の導入を推進する。

平成21年度から全職種を対象とした勤務成績評価制度を導入し、国の行政職俸給表（二）の給料表の運用と適正な昇給昇格に努め、特殊勤務手当(火葬手当)の支給額縮減を図る。

定員管理については、技能労務職員の職務の内容を踏まえつつ、任用職種変更・人事異動等により職員数の適正化を図る。

# 南部町職員の勤務条件について

## 1 職員の勤務時間

(1)勤務時間の状況(平成19年4月1日現在)

1週間の勤務時間 40時間

一般職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
8時30分	17時30分	12時00分～13時00分

(2)職員の年次有給休暇の使用状況

平成19年1月1日～平成19年12月31日の1人当たり平均使用日数 9.4日

(3)特別休暇の状況(平成19年4月1日現在)

平成19年1月1日～平成19年12月31日の1人当たり平均使用日数 2.8日

1 公民権行使休暇	その都度必要と認める期間	日
2 官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間	日
3 骨髄提供休暇	その都度必要と認める期間	日
4 ボランティア休暇	5日以内	日
5 婚姻休暇	5日以内	日
6 妊娠中又は出産後の通院休暇	1～4週間に1回	日
7 分べん休暇	前6週間後8週間目 (多胎妊娠14週間)	日
8 育児休暇	1日2回各60分以内	日
9 配偶者出産休暇	3日以内	日
10 男性職員の育児参加休暇	5日以内	日
11 子の看護休暇	5日以内	日
12 忌引き	父母配偶者7日	日
13 父母の祭日休暇	1	日
14 夏季休暇	3日以内	日
15 感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間	日
16 住居滅失・損壊休暇	その都度必要と認める期間	日
17 非常災害交通遮断休暇	その都度必要と認める期間	日
18 交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間	日
19 生理休暇	その都度必要と認める期間	日

(4)育児休業及び部分休業の取得状況(平成18年度)

取得者なし

(5)介護休暇の取得状況(平成18年度)

取得者なし

## 2 職員の分限及び懲戒

(1)分限処分数(平成18年度)

(単位:人)

降任	免職	休職	降級	合計	失職
-	-	-	-	-	-

(2)懲戒処分数(平成18年度)

(単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計
-	-	-	9	-